

独立行政法人評価分科会（平成20年2月26日開催）議事録

1 日時 平成20年2月26日（火）14時00分から14時50分

2 場所 法曹会館高砂の間

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理（※）、森泉陽子独立行政法人評価分科会委員、縣公一郎（※）、浅羽隆史、稲継裕昭、井上光昭、梅里良正、岡本義朗（※）、河野正男、河村小百合、黒川行治、黒田壽二（※）、黒田玲子（※）、櫻井通晴（※）、鈴木豊、高木佳子、田淵雪子、宮本幸始、山本清（※）、山谷清志の各臨時委員

（※）を付した委員については、審議の一部に参画していない。

（総務省）

伊藤孝雄官房審議官、清水正博評価監視官、岩田博調査官、細川則明調査官

4 議題

（1）平成19年度末に中期目標期間が終了する30法人の新中期目標等について

（2）役員の退職金に係る業績勘案率（案）について

5 配付資料

（1）平成19年度末に中期目標期間が終了する30法人の新中期目標等について

（2）各府省独立行政法人評価委員会から通知された役員の退職金に係る業績勘案率（案）について（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

○ 富田分科会長

定刻となりましたので、ただいまから、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政

法人評価分科会を開会いたします。

本日は、「平成19年度末に中期目標期間が終了する30法人の新中期目標等」及び「役員の退職金に係る業績勘案率」について事務局から説明を受け、ご審議をいただきます。

それでは、まず、「平成19年度末に中期目標期間が終了する30法人の新中期目標等」につきまして、事務局から説明を願います。

○ 清水評価監視官

それでは、説明させていただきます。

資料の1というものをご覧いただければと存じます。新中期目標の概略を取りまとめたものでございます。各ワーキング・グループでは、もうちょっと詳しい資料でご審議をいただいたわけですが、時間の関係上、概略ということで、かいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。ワーキング・グループごとに、ご説明させていただきます。

まず、第1ワーキング・グループ、総務省、農林水産省ですが、まず、統計センターにつきましては、勧告の方向性におきまして、業務のスリム化、低コスト化、非公務員化ということについて、主にご指摘をいただいております。

この件につきまして、現在検討中の新中期目標では、経費を85%以下ということで減らしていく、あるいは、非公務員化につきましては、現在開会中の通常国会に、非公務員化のための法案の提出を今検討しております、間もなく提出される予定ということで、基本的には勧告の方向性の指摘を踏まえたものとなっているということでございます。

なお、ここは国からの財政支出が、平成19年度に比べて増えているということでございますが、ここにつきましては、退職金が増えているということでございまして、退職金を除けば、3%程度の減になっているということでございます。

続きまして、平和祈念事業特別基金でございます。この法人につきましては、平成22年9月30日までに廃止をされるということが、既に法律で決まっているものでございます。そのため、準備を適切に推進していくという方向での勧告の方向性でございました。ここにつきまして、適時適切な目標管理を行いつつ、準備作業を適切に進めるという方向で、今、検討中ということでございます。

引き続きまして、農林水産省、農畜産業振興機構でございます。ここにつきましては、

まず、この機構が保有する保有資金の規模の拡大を抑制すると、そのために国の交付金を極力抑制するということが、また、複雑なお金の流れになっていますので、ここについてきちんと説明をするというところが、大きな柱でございました。

ここにつきまして、国からの交付金を平成20年度予算で、約20%削減するということがなっているということ。資金の流れにつきましては、直接補助を受けた者のみならず、そこからさらに補助を受けた者についても、公表する。生産者に最終的に渡った資金の事業別、地域別の総額、こういったものを公表していくということになってございます。

また、蚕糸関係業務の廃止につきましては、これは既に国会に提出されております関係法案で、今、国会においてご審議をいただいているところということでございます。

2ページ目をご覧くださいまして、農業者年金基金でございます。ここにつきましては、普及活動費等々の委託費を適正化・重点化して削減していくということで、その方向での検討になっているのですけれども、具体的な削減比率というところが、まだ現在調整中という状況でございます。

引き続きまして、農林漁業信用基金につきましては、平成18年度に前倒しで見直したものでございますけれども、低利預託原資貸付業務の見直し、少なくとも使っていないお金というか、将来にわたって活用される見込みがないお金を国庫に納付せよというような指摘をしたものでございます。

また、林業債務保証についても、できる限り部分保証へ移行するということが指摘したということで、ここについて、勧告の方向性に沿った対応になっているというところでございます。

なお、当法人につきましては、20年度の予算が増えているわけですが、一つには、農業信用保険業務の収支改善ということで、保険料率の見直しを行うこととしており、一方で県の基金協会は農業者等に対し債務保証をしているわけですが、その保証料率も上げているわけです。結局、それが農業者の方への負担増になるということで、その一部で保険料率の上げ幅が縮小されていると。その関係で、交付金を国から基金に入れているというようなことで、増えているということでございます。

引き続きまして、緑資源機構でございます。ここにつきましては、まず、法人を廃止するということが、幹線林道事業は独立行政法人の事業としては廃止、中山間保全整備事業、農用地総合整備事業は、実施中の区域をもって廃止。

なお、水源林造成事業についても、契約内容、施業方法の抜本的な見直しをするとい

うことをごさいます。基本的なこの勧告の方向性のおりの新中期目標となっており、廃止のための所要の法案も、現在国会に提出されて、審議をいただいているところということをごさいます。

なお、第1ワーキング・グループでは、農畜産業振興機構につきまして、目標の立て方ということで、アウトカム目標を含む目標を立てるといような勧告の方向性の指摘をしているわけですけれども、この方針が、具体的にどのぐらい少ない国民負担で、効率的に事業を実施したか、間接費用をどのぐらい削減して、効果的に仕事をしたかと、そういったような指標をきちんと設定してしなければいけないといようなご議論がございまして、その他もございまして、そういうご議論について、今、主務省にお返しをして、検討していただいているという状況でございまして。

引き続きまして、第2ワーキング・グループでございまして。

資料3ページの最初から、造幣局、国立印刷局でございまして。ここにつきましては、どちらにも共通する指摘として、コストに関するようなデータがなかなか出てこない、ここについてきちんとデータを出すべき、効率化目標をきちんと立てて、やっていくといようなご指摘であったかと思っております。

ここにつきましては、評価に当たり、必要なデータというものが、評価実施機関から求められたものについては、きちんと出していくということ、経費削減、経営上の判断に必要な指標を設定する、あるいは、工場別の固定的な経費を削減目標として設定するといような現在の検討状況になってございまして。

なお、ここは、ご承知のとおりでございすけれども、国の財政支出ゼロということになっておりますが、実際には貨幣の製造でありますとか、旅券とか官報、あるいは国債、証券、そういったもので、両法人に合わせて数百億円程度が、国から入っているものでございまして。

引き続きまして、通関情報処理センターでございまして。ここにつきましては、民営化するということをごさいます。ここについても所要の法案が、今、提出されている状況ということをごさいます。

4ページに参りまして、日本万国博覧会記念機構、ここにつきましては、平成22年度までに組織のあり方について大阪府とともに検討し、納得が得られれば、廃止という勧告の方向性となっており、まず、中期目標期間を3年とするということ。2つ目ですけど、公園内の施設の管理方法等について、安全に配慮する観点からの見直しをせよとい

うことで、そういう趣旨に沿った新中期目標が掲げられているところでございます。

引き続きまして、新エネルギー・産業技術開発機構、NEDOでございますけれども、ここにつきましては、平成18年度に前倒しで見直した分と今年度見直していただいた分とでございます。まず、省エネ債務保証、利子補給の廃止、それに伴う基金の国庫返納ということで、これについては、所要の措置ということでございます。

なお、国庫の返納については、法整備が必要ということで、所要の法整備を行った上で、全額国庫返納するということになっております。

その他、事業メニューの終期の設定、あるいは研究開発業務の見直しというようなことについて、それぞれ勧告の方向性に沿った記述ぶりとなっているところでございます。

なお、話題となりました白金台研修センターにつきましても、平成22年度末までに売却と位置づけられているところでございます。

なお、NEDOも、予算が増えております。これは、例年ベースというか、単純にいきますと、94億円ぐらい減っているんですけども、ここで一つ大きなこの仕事であります、京都メカニズムクレジット取得事業に係る国からの委託費が増えているということで、全体として増になっているところでございます。

続きまして、情報処理推進機構でございます。ここにつきましては、前倒しで平成18年度に見直していただいたものですが、基本的には勧告の方向性の趣旨に沿っているところでございます。

なお、ここにつきましても、債務保証の廃止ということで、国庫返納ということがあられるわけですが、同様に所要の法改正等を前提にして、全額返納していくということが書かれているところでございます。

引き続きまして、石油天然ガス・金属鉱物資源機構でございます。ここにつきましては、平成18年度に前倒しで見直したものでございますけれども、現行制度の基本的考え方、石油・天然ガスをめぐる諸般の情勢等を十分に踏まえてやれという指摘をしたものでございます。ここにつきましては、企業が対応できない初期段階のプロジェクトの組成機能を強化するというような方向性が出ているところでございます。

ここも若干ですが、予算が増えてはいますが、運営費交付金等々は、相当程度減っているわけですが、150億円程度減っている一方で、炭鉱開発に係る融資に充当する政府出資金ということで、若干が増えているというものでございます。

第2ワーキング・グループでは、特に、印刷局、造幣局につきまして、固定費だけではなく、変動費についても目標をきちんと設定すべきというようなご指摘、特に基本的に字は書かれているけれども、実際にどうなっていくのか、きちんと今後見ていかなければいけないというようなご指摘がございました。

引き続きまして、第3ワーキング・グループ関係に参ります。

5ページの一番下、文部科学省関係でございます。日本学術振興会につきましては、これは前倒しで平成18年度見直していただいたものにつきまして、研究費の重複排除、不正防止対策の強化ということにつきまして、対応策が位置づけられているというところでございます。

6ページに参りまして、理化学研究所でございます。ここにつきましては、バイオ・ミメティックコントロール研究事業、ゲノム科学総合研究事業を廃止する。あるいは、そもそも目標を達成したものについては、きちんと廃止をするということで指摘をしたわけでございます。ここについては、具体名が書かれている事業は廃止、それ以外にも目標を達成した事業は廃止をするということ、位置づけているものでございます。

研究成果の還元ということで、特許実施料収入の拡大と、実施化率20%という目標が設定されているものでございます。

なお、平成15年度から18年度の平均では14～15%だと聞いております。

続きまして、宇宙航空研究開発機構、JAXAでございます。ここにつきましては、H-IIAロケットが民間に移管されたということで、それに伴う経費・人員の削減をせよということ、あるいは、航空分野については、国が機構に実施させるべき先端的・基盤的な航空科学技術に重点化をするべきというようなご指摘をさせていただいているところでございます。基本的には、その趣旨に沿った新中期目標になっているということでございます。

なお、ここにつきましては、研究成果の社会還元ということで、技術移転件数というもの、年間50件以上という目標が設定をされておりまして、現状、平均すると、大体40件程度と聞いているところでございます。

理化学研究所ですけれども、予算が増えております。ここにつきましては、運営費交付金は着実に減らしているわけですけれども、ここは次世代スーパーコンピューターの開発といったような業務を、今やっております、それに係る経費が増えているもの。JAXAにつきましても、国際宇宙ステーションの開発費といった、今、進行中の仕事

があって、予算が増額になっているというものでございます。

引き続きまして、7ページに参りまして、日本スポーツ振興センターでございます。t o t oにつきましましては、平成21年度末を目途に、実施体制のあり方も含め、見直しを検討し、結論を得る。その間にあっても、繰越欠損金が増加し、債務返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、原点に立ち返った抜本的な見直しをするということで、指摘をしております、その趣旨に沿った中期目標になっております。

なお、ここにつきましては、具体的にどう返済していくのかというような中期計画がまだ検討中ということで示されておりません、これについて注目しておく必要があると考えております。

その他、学校安全普及業務、食に関する支援業務等々について、災害共済給付業務に関連するものに重点化する。さらに、中期目標期間中に、あり方について必要性・有効性等の検証を行って、結論を得るという指摘をしております、その趣旨に沿った中期目標の書きぶりになっているということでございます。

8ページに参りまして、日本芸術文化振興会でございます。ここにつきましては、上から2つ目のところですがけれども、伝統芸能の現代舞台芸術の養成・研修ということについて、目標の設定、成果の検証、それに基づく不断の見直しということを指摘しているところでございます。基本的には、その方向に沿った検討がされている状況ではございます。

また、鑑賞機会の増加ということで、公演回数を増加せよということで、指摘に沿った中期目標を掲げているところでございます。

日本私立学校振興・共済事業団につきましては、平成18年度に前倒しで見直したものでございまして、短期融資の廃止、学校法人への補助金助成の配分方法の見直し、こういったものについては、もう既に昨年度に措置がされているということで、その措置に沿って、引き続きやっていくということになっております。

第3ワーキング・グループにおきましては、日本芸術文化振興会の目標について、定量的な目標ということについて、若干不十分ではないかということで、ここについて、さらに検討が必要だというようなご指摘をいただいたところでございます。

引き続きまして、第4ワーキング・グループ関係に参ります。9ページでございます。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構につきましては、一番上の内航海運活性化融資に係る借入金の抑制、これにつきましては、平成18年度にご指摘をいただいたものでござ

います。これについて、借入金が前年度以下になるようにということで、この事業の終わりに向けて進めていくということになっているものでございます。

船舶共有建造業務の債務超過の縮減ということにつきまして、見直し方針という、機構と国土交通省でつくった目標があって、それを確実に達成するということを新中期目標でうたっているものでございます。

また、高度船舶技術開発業務につきまして、利子補給、債務保証というものをやめて、実用化助成に重点化するという勧告の方向性の指摘をしたところでございます。ここににつきましては、その趣旨に沿った事業の見直しが行われているものでございます。

引き続きまして、国際観光振興機構でございます。ここににつきましては、まず、今、政府全体として進んでいるビジット・ジャパン・キャンペーンというものと、二元体制になっているのではないかとということで、一元的な実施を図るといった勧告の方向性でございまして、ここについては、勧告の方向性に沿った新中期目標の設定になっているものと思っております。

続きまして、外国人旅行者の増加と機構のパフォーマンスを図るアウトカム指標の設定に向けた取組をせよということで、ここについて、総論としては、その方向に沿ったように書いてあるということでございます。

10ページでございます。水資源機構でございます。ここは水門談合事件の舞台となったというようなことで、内部統制の強化が必要ということ、さらに建設事業について、事業継続の必要性を精査すべきというような指摘をしたところでございます。ここににつきましては、勧告の方向性に沿ったコンプライアンス体制、監事機能の強化等々の取組方針、さらに、建設事業については、5年に1度再評価の時期が来るわけですが、その際に予断を持つことなく、厳格な評価を行うというようなことで、勧告の方向性に沿った新中期目標になっているということでございます。

空港周辺整備機構につきましては、代替地造成事業の平成21年度の廃止、民家防音事業について、事業費の縮減というような指摘をしたところでございますけれども、ここについては、勧告の方向性に沿った新中期目標になっております。

なお、組織形態について、平成22年度までに結論を得るとされておきまして、中期目標、中期計画では、国で行う検討の結論を踏まえて、所要の見直しを行うというようなことが書かれているところでございます。

海上災害防止センターにつきましては、指定法人化をするという勧告の方向性でござ

いまして、そのための必要な準備を実施していくという中期目標になっているところがございます。

第4ワーキング・グループでは、国際観光振興機構について、アウトカム指標について取組が不十分ではないかということで、さらに検討が必要というご指摘をいただいているところがございます。

引き続きまして、第5ワーキング・グループでございます。11ページからでございます。

国民生活センターでございます。ここにつきましては、情報分析業務のあり方の抜本的な見直し、そのADR制度について所要の結論を得る。さらに、商品テスト、研修業務等々の重点化、全体的なネットワークの確立等々のご指摘をいただいたところがございます。

ここにつきましては、ご承知のこととは思いますが、政府全体というか、官邸を中心に消費者行政のあり方ということについての抜本的な検討が、今、進んでいる状況にあるということでございまして、勧告の方向性の最低限の事項がきちんと書かれているかということのチェックはしておりますけれども、新中期目標の中にも書かれているわけですが、そういう政府全体の見直しというものを踏まえて、さらに中期目標・中期計画の修正が必要であるということになっているものでございます。

なお、ADR制度につきましては、今、内閣府におきまして、法案の検討が進んでいて、今国会に提出の予定と聞いているところがございます。

続きまして、北方領土問題対策協会でございます。これは前倒しで、平成18年度に見直しの結論をいただいたものでございます。ここでは、法人向けの資金の貸し付けの停止、あるいは、住宅新築資金のあり方の検討、コストの縮減というような指摘でございます。ここにつきましては、勧告の方向性に沿った新中期目標となっているものでございます。

引き続きまして、12ページでございます。勤労者退職金共済機構でございます。ここにつきましては、中小企業退職金共済事業で未請求の退職金が多額に発生をしていると、その縮減のための具体的な対策が必要だという指摘。さらに、建設業、清酒業、林業の退職金共済事業における確実な退職金の支給のための取組ということでございます。

ここにつきましては、中期目標を見る限りで、いろいろと検討が進んでいる状況ではございますけれども、まだ具体策の検討中ということで、中期計画がまだ示されていない

いということで、さらに、ここについては注視していくことが必要だと考えております。

次に、高齢・障害者雇用支援機構でございます。ここにつきましては、高齢者関係業務の一部の民間競争入札の導入でありますとか、障害者関係業務については、サービスの供給目標、成果目標、両面の目標の設定、あるいは、関連公益法人、各都道府県に協会があって、そこが事実上、県の業務の受け皿になっているわけですが、そこへの随契の見直しという指摘をしているところでございます。基本的には勧告の方向性の指摘に沿った検討が、今、進んでいる状況と考えているところでございます。

福祉医療機構につきましては、平成18年度に前倒しで見直した法人でございましたが、ここにつきましては、融資対象の限定、融資率引き下げを踏まえた業務の実施がうたわれているものでございます。

最後になりました。国立重度知的障害者総合施設のぞみの園でございますが、ここにつきましては、もともと現中期目標でも、地域移行の目標が設定されていて、その目標との関係で、どうも実績が芳しくないということでしたけれども、同じ目標をさらに5年間やっていくというような新中期目標が設定され、ここにつきましては、今の取組のベースからして実現可能性が十分にあるんだということを、厚生労働省から説明していただいているところということでございます。

第5ワーキング・グループでは、国民生活センターについて、ほかの法人と比べて、中期目標が確かに若干生煮えというところがあるわけですが、改めて、政府全体の方針が決まった後に、再度チェックしていく必要があるというご意見。

勤労者退職金共済機構について、ちゃんと中期計画を見て、さらに検討する必要があるというようなご指摘等々をいただいたところでございます。

全体といたしまして、勧告の方向性が出る時期が、去年に比べて1カ月程度遅くなっているところもあって、中期計画まで含めたところでは、各府省、準備がまだ十分にできていない部分はございますけれども、総体としては、勧告の方向性を外れた目標をつくらうという発想のもとに、もちろんやっているところはなくて、ただ、細かく目標等についてさらに精査が必要な部分が、若干あるという状況かと存じます。

以上、ご報告させていただきました。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○ 鈴木臨時委員

1つ教えていただきたいのですが、農林漁業信用基金の林業寄託業務の見直しで、貸付枠の縮減、民間からの長期借入れ方式から、その両方からということですね、政府の出資方式へ変えるという意味は。ここでいろいろ長期、短期の貸付とかがあると思うんですけど、これはどういう理由でしょうか。

○ 清水評価監視官

ここは、もともと制度として、農林漁業信用基金から農林漁業金融公庫に無利子の貸付原資を寄託し、それを原資に農林漁業金融公庫が林業者向けに貸し出しをするというスキームであります。その寄託の原資というものを、現在、民間から4年ぐらいの期間で調達し、それを寄託をしています。

一方で、貸すときには、30年で貸しているということで、そのギャップがあって、少しずつ借入金が、根雪のように残っていくのではないかとということで、そこを解消するために、勧告の方向性として、長期借入れで、もちろんそれには利子補給をしているわけですが、そちらをやめて、出資金で原資を手当てしていくという方向に変えていこうということで、今年度の整理合理化計画の中で、こういう方向性が出たということでございます。

○ 鈴木臨時委員

それは、農林漁業金融公庫への出資ということになるわけですか。

○ 清水評価監視官

違います。農林漁業信用基金に対する出資金。ここが、寄託をする。その寄託の原資の調達の仕方ということでございます。

○ 山本臨時委員

我々の委員会として、言ったことではないです。

○ 鈴木臨時委員

逆行しているような感じがしますので、私はわからないんですけど、この左側の指摘事項のところがつながるのかなと思ったものですから聞いたわけです。

もう一つ。その上の100%の保証の対象から、部分保証へ移行する。政策性の高いものに限定するということですが、それを判断する基準とか、それはどういうふうになっているのでしょうか。それは、これからということですか。

○ 清水評価監視官

すみません。今、手元にはないんですけども、まだ検討していると思います。後ほどご報告させていただきます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、今の点、後ほど事務局よりご説明させていただきます、この件は大体よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいまの委員の皆様からのご質問・ご意見等につきましては、事務局において各府省から事情を聴取するとともに、事務局から中期目標等に反映するように伝えていただくなど、適切に対応をお願いいたします。

その上で、各ワーキング・グループにおいて、これからの法人の新中期目標等が、勧告の方向性を十分に踏まえたものとなるように、引き続き注視していただけますよう、よろしくお願いいたします。

分科会としての今後の対応につきましては、必要に応じて、私、分科会長と樫谷分科会長代理及び各ワーキング・グループの主査と、ご相談させていただければと思います。

それでは、次の案件に移ります。

総務省等の各独立行政法人評価委員会から通知されました役員の退職金に係る業績勘案率についての審議を行います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○ 細川調査官

それでは、役員の退職金に係る業績勘案率につきまして、ご説明させていただきます。

資料は、右肩に資料2-1とされた束でございます。

では、資料2-1の「各府省独法評価委員会の業績勘案率（案）について（総括表）」という資料をご覧いただきたいと思えます。

今回、ご審議いただきますのは、6省10法人の計19人でございます。資料2-1でご覧のとおりでございますが、各府省の評価委員会により判断されました業績勘案率は、ほとんどが1.0となっておりますが、府省名で上から2番目の文部科学省でございますが、所管の日本スポーツ振興センター、こちらの理事及び監事の2人につきましては、それぞれ0.9ということになっております。

まず、日本スポーツ振興センターの役員の2人の業績勘案率が、文部科学省の評価委員会によって、0.9とされました考え方につきまして、ご説明させていただきます。

資料のクリップを外していただきまして、資料2-3、その4ページをお開きいただきたいと思えます。

最初に、文部科学省の評価委員会による業績勘案率の算定方法につきまして、これは当分科会が定めた業績勘案率に関する方針に沿ったものでございますが、改めてかいつまんでご説明申し上げますと、業績勘案率の対象となる在任期間における、その役員の個人の業績の評定結果に基づくものが、資料の最初の丸印の個人業績勘案率というものでございます。それと、担当業務に係る機関の実績の評定結果から導き出されました機関実績勘案率と、この2つの勘案率が加重平均されまして、3つ目の丸印の基礎業績勘案率というものが算定されます。その際、個人の業績勘案率は0.25と、機関の実績勘案率は0.75というウェイトづけと申しますか、配分率になっております。

機関の実績勘案率及び個人の業績勘案率から算定されました、基礎業績勘案率、これがベースになりますが、さらに4つ目の丸印に業績勘案率とございますが、ここで①から③までございますが、基礎業績勘案率にさらに加減する要素として、①の在職時に受けた役員報酬への法人及び個人の業績の反映があるかとか、②の目的積立金の積み立て状況はどうかとか、③ですが、法人や個人の業績等で特段に考慮すべき事情はどうかといったことを勘案しまして、最終的に業績勘案率が判断されるという仕組みになっております。

そこで、日本スポーツ振興センターの理事でございますが、4ページの資料がそうで

ございますけれども、在任期間は平成16年1月から平成19年7月5日までの3年6カ月でございます。担当の業務は、総務、企画調整及び財務担当ということでございます。

文部科学省の評価委員会の所定の算定方法によりまして、個人業績勘案率は、その一番上でございますように1.0、担当業務のほうから出されました機関実績勘案率も1.0ということになっておりまして、加重平均いたしまして、基礎業績勘案率も1.0ということでございます。

なお、当該理事は財務を担当する理事ということでございますが、多額の繰越欠損金が生じておりますt o t o、スポーツ振興くじですが、これにつきましては、別に担当する理事がおりますので、この理事につきましては、t o t oの業績は直接影響しないということになります。

しかしながら、この理事の在任中に、会計検査院の指摘を受けまして、平成16事業年度の財務諸表を訂正したという事実がございます。これは銀行へのt o t oの運営委託費の債務154億円の財務諸表上の表記の仕方につきまして、注記事項としては、説明は行われていたけれども、貸借対照表に明示していなかったというようなことから、会計検査院から財務状況を適正に表していないという指摘を受けまして、これに沿って、貸借対照表の訂正とか、損益計算書の再提出というものが行われたということでございます。

この事案につきましては、文部科学省の評価委員会といたしましては、資料の一番下4行に書かれてございますように、財務諸表の作成責任のある財務担当理事の職務と権限の遂行的確性を判断する上で、重大な事柄であるとして、これを勘案した結果で、結果、業績勘案率は0.9と決定されたものでございます。

なお、この案件につきましては、ご記憶の先生もおられるかと思っておりますけれども、一昨年、平成18年11月の当分科会におきまして、そのときは、日本スポーツ振興センターの監事でございますけれども、このような財務諸表の不適切な処理を、文部科学省の評価委員会で勘案されないものを1.0という業績勘案率が出されてきたということで、文部科学省に差し戻されました。

文部科学省の評価委員会のほうに行きまして、再度検討されまして、財務諸表の処理は特段考慮すべき事情等に当たると、このとき初めて特段考慮すべき事情という要素が設けられたんですけれども、改めて0.9という業績勘案率とされまして、ちょうど1年前になりますけれども、昨年2月の当分科会でご審議いただき、0.9とで意見なしとされた

ところでございます。

なお、その際の分科会におきまして、監事のみならず、今後退職する担当役員につきましても、この考え方が適用されるだろうという質疑がございまして、文部科学省に確認した結果といたしまして、事務局のほうから、文部科学省としてはそのような考え方であると、ご説明させていただいたという経緯がございました。今回は、それに沿ったものということでございます。

次に、5ページでございますけど、日本スポーツ振興センターの監事の業績勘案率でございます。この監事の業績勘案率ですが、個人業績勘案率は1.0となっておりますが、機関実績勘案率は0.9とされております。この0.9とされた理由でございますけれども、監事の場合には、機関実績勘案率は、対象となる在任期間の法人全体の実績が対象とされておまして、これは全体で45の評価項目がございまして、結果、t o t oの繰越欠損金の問題などから、機関実績勘案率の算定結果が0.9ということになっているということでございまして、先ほど申し上げましたとおり、個人業績勘案率のウェイトが0.25と、機関のそれは0.75でございますので、加重平均した基礎業績勘案率は0.925です。0.1刻みということでございますので、0.9ということになっております。

文部科学省の評価委員会では、この業績勘案率0.9に加減が必要となる、特段考慮すべき事情等はないということでございまして、基礎業績勘案率の0.9がそのまま業績勘案率として決定されたというものでございます。

日本スポーツ振興センターの理事及び監事、それぞれの業績勘案率0.9は、以上のような考え方によるものということでございます。

それでは、資料2-1のほうにお戻りいただきまして、日本スポーツ振興センター以外の9法人の17人の役員の業績勘案率でございますが、こちらにおきましては、各省の評価委員会におきまして、いずれも1.0とされております。

ただ、これらの法人の中にも、不祥事と言えるものが見受けられる法人がいくつかございます。それらの不祥事につきましては、この場で逐一のご説明は省略させていただきたいと思いますが、例えば、一例概略、口頭で恐縮ですが、申し上げますと、今回、理事長及び副理事長の業績勘案率が対象となっております経済産業省所管の日本貿易振興機構、ジェトロでございますが、ここでは、例えば平成15年度から16年度にかけて、ジェトロが経産省から補助及び委託により実施した調査・研修等の4事業につきまして、平成17年5月に、ジェトロによる経費の精算作業の過程におきまして、過大請求

があったということが判明しております。

経済産業省の評価委員会の通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会におきましては、今回の理事長及び副理事長の業績勘案率を検討するに当たりまして、全員に当該事情の経過とか処理の説明がございまして、その上で検討の結果、1.0という算定結果が出ておりました、これが基礎業績勘案率なんです、種々検討した結果、この基礎業績勘案率の1.0を見直しするまでには至らないという結論とされております。

その考え方でございますが、この不祥事につきましては、そもそも過大請求自体は、意図したものではありません。もちろん意図したものであっては大変困るんですが、経理処理の誤り、ある意味、事務的な単純なミスによるものだということが1つ。これは外部や会計検査院などから指摘されてものではなくて、ジェットロ自らが事業費の精算過程において、過大請求を発見したというものであること。また、直ちに経済産業省に報告されているというようなこと。確定した過大請求分と利息相当額、これは合わせて5,900万円ということですが、これは国庫に返納されるとともに、経理システムの見直し等、必要な再発防止策も既に講じられていたということ。このほか、担当者、担当の監督者である上司が処分されている、訓告、嚴重注意ということでございますが、そのほか、一連の措置内容を含めて、きちんと公表しているとか、あるいは、ジェットロがきちんと当該案件を説明した上で、年度評価も行われているなどの点が、総合的に勘案された結果ということでございます。

ジェットロに限らず、不祥事がございました法人につきましては、それが今回の業績勘案率の対象となっている役員の職責と関連がないか、関連があると考えられる場合には、各府省の評価委員会における業績勘案率の決定に当たりまして、そのような不祥事もきちんと評価委員会に報告され、評価委員会において、それも勘案して、検討された結果として、1.0という業績勘案率が決定されたものかどうかという点につきましては、事務局といたしましても、そこはきちんと確認しております。

その確認の結果、各省の評価委員会におきましては、いずれも、不祥事と今回の業績勘案率の対象となっている役員の職責等の関係とか、不祥事が生じた原因、あるいは、事業の対応状況や再発防止のための取組状況といったものも踏まえまして、1.0という業績勘案率が判断されたということでございまして、それらにつきましては、いずれも特段の問題は認められなかったということでございます。

また、このように、関係各省から確認いたしました不祥事の実態関係、それに対する

法人の対応状況なども含めまして、各省の評価委員会におきまして、業績勘案率がどのように判断されたのかということにつきましては、各担当のワーキング・グループにご報告させていただき、その上で、各ワーキング・グループにおきまして、この業績勘案率をご検討いただきました。

今回のこの業績勘案率につきましては、各ワーキング・グループにおけるご検討の結果に基づきまして、結論といたしましては、いずれも指摘すべき問題はなく、意見なしなっているところでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問・ご意見等がございましたら、どなたからでもお願いいたします。いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、「総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の各独立行政法人評価委員会から通知された役員の退職金に係る業績勘案率(案)」についてお諮りいたします。

本件についての委員会の回答につきましては、案のとおりとさせていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 富田分科会長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、事後の処理につきましては、私、分科会長にご一任いただくこととさせていただきます。

最後に、事務局より連絡がありますので、説明をお願いいたします。

○ 清水評価監視官

次回の日程でございます。

先ほどご報告いたしましたとおり、各府省の中期目標等々、不十分だというご指摘をいただいたワーキング・グループもございます。

なお、さらに最終のセットに向けて、各府省からも情報収集いたします。これにつきまして、各ワーキング・グループの先生方とご相談をさせていただき、必要に応じ、ワーキング・グループを開催させていただくこともあるかと存じます。

なお、その結果を踏まえ、先ほど分科会長からお話がありましたとおり、さらに分科会を開催する必要があるのか、ないのか、ご相談いただいた結果、また、開催する必要があるということであれば、事務的に日程の調整、ご連絡等々をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ただいまのスケジュールにつきましての説明について、ご質問などございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を終了いたします。

本日はご多用の中、ご出席を賜りありがとうございました。

— 了 —